

スペインの移民史とラテンアメリカとのつながり ——2000年代初頭のスペインへの大量移民に関する一試論

La historia de la inmigración en España y su relación con América Latina: Reflexiones sobre la gran oleada de inmigrantes a comienzos del siglo XXI

辻博子
TSUJI Hiroko

要旨

スペインは、ラテンアメリカの植民地時代また独立以降も移民の送り出し国であり続けた。しかし1990年代ごろから移民が増え、2000年代頭にはさらに増加し続け、2007年には全人口の10%を超えるまでに移民が急増した。スペイン国内では不況が始まり移民の積極的受け入れは減り、帰国支援の移民政策を行っている。そのような状況の中、ラテンアメリカからも大量の移民を受け入れたが、スペインの移民受け入れ政策、あるいは帰国支援策はラテンアメリカ出身者には比較的有益であるように思われる。本稿では、スペインの移民政策、他の法律などから移民とラテンアメリカとの関係を概観する。

Resumen

España había sido un país de emigración desde la época de la colonización de América Latina y posteriormente durante los siglos XIX y XX. Sin embargo, en la década de 1990 comenzó a acoger inmigrantes, un proceso que se aceleró a principios del siglo XXI hasta llegar a más del 10 % de la población total en 2007. Después, al aparecer la crisis económica en España, se redujo la acogida de extranjeros e incluso se aplicaron políticas de ayuda al retorno. Las políticas migratorias españolas parecen haber sido relativamente beneficiosas para el numeroso contingente de latinoamericanos. En este trabajo intentamos abordar una visión panorámica de las relaciones entre España y América Latina a través de las políticas inmigratorias y la legislación españolas.

1. はじめに

中南米の植民地統治時代および独立以降を通して、スペインは伝統的に移民の送り出し国であった。出移民は、植民地時代から中南米における国家建設期、そして現代を経て、

最終的には1960～70年代に終息する。しかしながら1990年代以降、かつてとは逆に中南米からスペインへ入ってくる移民が増えた。その波はスペインの好景気などに関連し、2000年代に入っても急速に増え続けた。ところが、不景気が目に見えてでてきた2008年以降、スペインは入移民の制限を行い、また滞在している移民を出身国に帰そうとする政策を行っている。ところが同時に、スペイン国籍を取得する移民も増えているため、入出移民の厳密な把握は実はかなり困難である。つまりラテンアメリカ出身者とスペインとの関係を考える場合、スペインの入移民政策、および移民政策とは異なる国籍取得過程の2つの側面を同時にみていく必要があるのである。

本稿は、スペインへの移民とそれをめぐる政策や法律を通して、歴史的な視点も含めて概観し、スペインとラテンアメリカの関係を再確認するための試論である。

2. スペインと関連する移民研究、その区分について

スペインあるいはスペイン国内の各地域に関する移民研究は、歴史学分野において、時代により以下のように区分することができる¹⁾。第1にアメリカの発見、征服、植民地の時代に関するものがあげられる。第2に植民地状態が終わりを迎え、中南米地域が独立、各国国家建設に至る過程で生じた19世紀から20世紀初頭にかけての移民である。この時代はスペインのみならず、他のヨーロッパ諸国からラテンアメリカへ、あるいはアメリカ合衆国など北米への人の移動が大きい時代でもあった。この時代の中で、特に1880年代以降は移民の規模が大きかったため、世界恐慌を経て1930年ごろまでを「大量移民」あるいは「近代移民の時代」として区切る研究が多数存在する²⁾。第3に、その後のスペインでは第二共和制、1936年から3年間の内戦を経て1975年まで一党独裁体制の時代に入る。その間、政治的亡命という区分の研究が存在する³⁾。第4に、一党独裁体制の後半では、スペインは対外的な経済開放路線をとり、それを後押ししたのが1960～70年代にかけてのドイツやスイスなどへのヨーロッパへの労働移民である。ここまでが、1990年代半ば辺りまでの移民研究であった。これらの移民はすべて、スペイン語では出移民(emigrantes)であり、上記に設けた時代区分を基礎として、スペインやラテンアメリカ各国において様々な研究が蓄積されてきた。

このようにスペインは、移民に関しては送り出し国としか認識されてこなかったが⁴⁾、1986年のスペインのEC加盟と経済的な豊かさに伴い、一転、1990年代以降はスペインへやってくる移民が増加する。この入移民(inmigrantes)の数は2000年代以降さらに加速し、それまで入移民についてほとんど経験の無かったスペインに、移民に関する法整備を促すとともに、社会的な論争を引き起こした。1980年にはスペイン国内で居住許可を所持する外国籍住民は20万人程度(スペイン総人口約3700万人の0.5%)だったのに対し、1996年当時の統計では50万人程度(スペイン総人口約4000万人の1.25%程度)に増加

した。さらに 2000 年を過ぎ、好景気が続いたスペインへ移民が流入し続けると、2008 年には 450 万人にまで増え、およそ 12 年で 9 倍以上、スペイン全人口の 10%を超えた。ところが 2007 年頃に不況の様相が出始めると、2008 年の世界同時不況を受けスペイン経済は急落する。それに伴い入移民数は徐々に減っている。2014 年 1 月 1 日時点で、統計上は約 500 万人（スペイン総人口 4670 万人のうち 10%弱）の外国籍住民が滞在しているものの、1 年前の 2013 年統計（554 万人）に比べると 54 万人ほど減少している⁵⁾。

この 2007～08 年ごろまでの未曾有の外国人激増に関しては、スペイン国内外で様々な研究成果が発表されている。スペイン語はもとより⁶⁾、日本語においても森田有貴（2006）、渡部和男（2007）、辻博子（2009）⁷⁾、楠貞義（2009）、深澤晴奈（2009）、中川功（2010）、前田研究会（2014）などが挙げられる。これらの研究の特徴は、それぞれの専門がスペイン現代史、法学、スペイン経済など多方面にわたることである。移民研究者以外からの関心の高さがうかがえる。ラテンアメリカとの関連でいえば渡部和男（2007）が中南米からスペインへの移民の分析を経済的側面から行っている。渡部によると、1960 年代や 70 年代の中南米からの入移民は政治的亡命者が多いと考えられるが、1990 年代には出身国側の事情が重なり、コロンビア、アルゼンチン、エクアドルの移民が増加した⁸⁾。とはいえ 1991 年に 21 万人であった中南米移民にとっては、移民先はスペインだけではなく、アメリカ合衆国という選択肢もあった。しかしながら 2001 年以降、9.11 の影響で米国での入国管理が強化されると、ヨーロッパ向け移民が増えた。その結果、2000 年には 20 万人程度であったスペイン国内の中南米出身者は、2006 年には 150 万人まで増加した（渡部 2007: 93）。

図表 1～5（章末付録参照）は、合法的に居住許可を所持している外国人の登録者数の変遷である。ヨーロッパ、アメリカなど大きく大陸別にわけたもの、ラテンアメリカ各国とフィリピンを抜粋したもの、上位のみまとめたもの、の 3 種類を抜粋した。2007～08 年のスペイン不況後、外国人居住者数が緩やかな増加を続けていくなか、アメリカ大陸からは目に見えて減少に転じている⁹⁾。紙幅の都合上、本稿では各国別の詳しい分析を行うことはできないが、その理由の一端を説明するものとして、次節で取り上げる入移民政策やその他の法律が多少なりとも関与しているのではないかと考えられる。

3. 入移民政策とラテンアメリカ

スペインにおける 2000 年前後の移民政策について、日本語では森田有貴（2006）が詳しい¹⁰⁾。森田によれば、入移民政策は 1985 年の「基本法」7/1985 法（Ley Orgánica 7/1985¹¹⁾）の制定にはじまる。それ以前の外国人に関する制限といえば、「スペイン語圏ラテンアメリカ諸国・フィリピン・ギニア・アンドラ・ポルトガル・ブラジルからの移民について、労働許可は不要、居住許可も労働省への登録のみ」という規定のみしかなかった。しかし 1969 年にポルトガル・アンドラ・フィリピン移民に対して、また 1980 年の法律ではギニ

ア移民に対して上記の特権が取り消されたため、スペイン語圏ラテンアメリカ諸国にのみ、その特権が残ることとなった(森田 2006: 114)。これに対して 1985 年の「基本法」7/1985 法は、政府広報によると「スペインにいる外国人の自由と権利」を定めたものとされた。しかしながら実際は、翌年の EC 加盟を目前にして、EC の領域内／領域外の移民¹²⁾を明確に区別し、域外の国籍を持つ移民を管理下におくことを念頭に構成されたものであり、のちに批判を受ける。この時点でラテンアメリカからの移民は「域外」となり、労働や移住目的であれば居住許可・労働許可をスペイン渡航前に申請することが必要となった¹³⁾。ただしラテンアメリカの移民には特権がある。域外移民は通常スペイン国籍者との婚姻により「域内」を獲得するが、ラテンアメリカ出身者に対しては、その家族にまで同じ「域内」が適用される。その他にも、ラテンアメリカの一部の国同士では「資格の同等性」の協定が結ばれている。これはスペインからの出移民の時代に、スペインとラテンアメリカそれぞれで結ばれた協定に由来するものであり、現在も引き続きペルーやチリとは有効である (Gil Araujo 2010: 103)。

ちなみに、1985 年の「基本法」7/1985 法の施行に伴い合法でない移民が可視化され、非合法移民の正規化が幾度かおこなわれた¹⁴⁾。この移民の正規化は 1985 年の「基本法」制定の際に初めて行われ、その後は 1991 年、96 年と 1980～90 年代に 3 回行われた¹⁵⁾。さらに新たに「外国人法」(Ley de Extranjería)へと変わったあと 2000 年¹⁶⁾、2001 年¹⁷⁾、2005 年と行われ、特に 2005 年の正規化では雇用契約書を持つ約 61 万人の労働者の正規化に加え、家族統合の権利なども利用して、さらに約 40 万人の居住許可が下り、合計 100 万人規模が合法移民となった(森田 2006:121)。

その後スペイン経済が悪化した 2007～2008 年より後は、大規模な正規化は行われず、合法移民の受け入れ¹⁸⁾も減少に転じた。そこで早速、合法・非合法移民を出身国に帰国させる「任意帰国政策」を成立させた¹⁹⁾。これについて前田研究会(2014)は、この政策がいったん出身国へ帰国した後、再移民を前提とした「循環」を根幹にすえた政策であることに着目し²⁰⁾、こう分析している。

当該スペインの政策は、スペイン語を母語とするラテンアメリカ出身の移民を想定した上で作られたものであるからこそ、成功するのである。

(前田研究会 2014:469)

この引用部分の最後の「成功」の意味するところについては、単純に数字の大きさのみを見て、国籍別在留外国人数を比較して考えた場合、スペインの政策を「成功」と呼ぶには疑問が残る。しかしながら、この「任意帰国政策」には統計上明らかに一定の方向性が見られる。たとえば 3 種類ある「任意帰国政策」のうちすべてラテンアメリカ出身者の利用割合が非常に高いことが見て取れるのである(後述)。スペイン政府の提言する循環政策

は、ラテンアメリカ出身者を対象として一定の「成功」が収められているのではないかと考えられる。そこで「任意帰国政策」の概要を見てみよう。この政策は 3 種類のプログラムからなり、それぞれ以下のように内容が異なるが、内一つを選択することでスペイン政府より金銭の補助を受給することができる²¹⁾。

①失業保険を本国にて受給する任意帰国プログラム（上記の循環型に相当するもの、以下 APRE と略す）²²⁾

②起業のための任意帰国プログラム

③人道的援助を得るための任意帰国プログラム

①,②,③の共通項は「自主申告、かつ向こう 3 年間スペインには戻らない旨同意する書類を提出すること、スペインの外国人居住にかかわる証明書（居住許可、健康保険、住民登録など）すべてを放棄すること、外国人法においてスペイン出国禁止の嫌疑をかけられていないこと」（入・出移民全体事務局ホームページより引用抜粋）であり、絶対条件であるが、②と③においては EU 内外出身、また合法・非合法移民であることは不問である。つまりもともと居住資格を合法的に所持していない可能性がある移民も含まれるため、いずれスペインに戻る、ということが当然に担保される循環政策ではない。

さらに①の失業保険を本国で受け取ることのできる移民（APRE）は、スペインに合法滞在している EU 域外出身の外国人労働者²³⁾でありかつ失業保険受給の資格があり、自主的に出身本国へ帰国する意思のある者、という条件がある。

その手続きは以下のように行われる。必要書類（外国人居住許可、直近 6 ヶ月の雇用証明書、申請書類）の証明（一部提出）の後、受給分の 40%がスペイン国内で支払われ、その 1 回目の支払いを受けるとスペインから 30 日以内に出国する必要²⁴⁾がある。また一度受給してしまうとプログラムの放棄は認められない。また政府へ支払うべき税金は引かれた上で支払われる。次に、その支払いから 30 日以上たち、かつ最初の支払いから 90 日以内に本国にあるスペイン大使館あるいは領事館に本人が出向き届出を行うことで、残りの 60%が支払われる。その際スペインでの外国人居住許可証などを提出する。この失業保険をすべて受け取ると、他の失業保険などの給付・手当は少なくとも 1 回目の支払いから 3 年間は一切認められない。また同じ期間スペイン居住許可は失効する。

以上を経て 3 年間スペインに戻らなかった者は、3 年経過後から再度スペイン居住許可や労働許可の申請を認められ、その際スペインで保持していた居住許可の内容すべてが維持される。したがって短期居住許可などを保持していたものは、スペインを出る前の在留期間が後のスペイン在留に際して合算される。

この①APREこそが循環政策に該当するものである。前田研究会（2014）は帰国後に一定期間を経た後、再度スペインで労働許可を出すというこの概念こそがスペインの移民政策の特徴であり、移民出身国の利益を考慮していると分析している。

その結果 APRE を利用した帰国者は、2009～2013 年で²⁵⁾合計 11,281 人であった（図表

6～8 参照). そのうち中南米地域に旧植民地フィリピンを加えた合計は 11,236 人であった (入・出移民全体事務局ホームページより). ラテンアメリカ及びスペインのかつての支配地域を考慮した結果を見れば, この政策は成功したと考えても良いだろう. また, 条件は違うが, 他の 2 つの任意帰国政策も, ラテンアメリカを中心に利用が著しく高いことが見て取れる (図表 9～13 参照) ²⁶⁾. 利用が高い要因は, 言語に起因する理解の問題, 周知・利用の補助を行う情報網やコミュニティの存在, 享受する上でそれぞれの出身国の事情と照らし合わせての利益・不利益の判断など, より詳細な分析は必要であろうが, スペインとラテンアメリカの密なる関連が反映されているのではないかと仮説をたてる意義はあるだろう.

4. 国籍取得の方法

不況となった 2008 年以降, マスメディアを賑わす論調の中に「今までは外国人が入国してきたが, 現在は不況を受けて, 再度スペインから出て行く出稼ぎスペイン人が多い. 頭脳流出であり, 危惧すべき事態だ.」という言説がある. 実際の状況はどうなっているのだろうか.

同時期に出されたある 2 つの論文を比べてみたい. どちらも 2013 年のもので「スペイン人の出移民」についての調査であるが, その結果の数字は大幅に異なる. まず, 基準となる INE (スペイン国立統計局) の調査統計を見ると, 2008～2013 年のスペイン出国者数は約 220 万人であり, 内「スペイン生まれ, スペイン国籍」は約 12%に当たる 26 万人である. 次に González-Ferrer (2013)によると, 同時期の推計で 70 万人である. 一方, González Enríquez (2013) は 4 万人であると推計する. これら数値の大きな違いは, 各種統計を利用した「出移民」の把握自体が非常に難しいとも考えられるが ²⁷⁾, スペイン国籍者の捉え方の違いによるものが大きい. たとえば後者の 4 万人とする論では, 統計 (外国に居住するスペイン人の住民登録, PERE) の中から「スペイン国外に住むスペイン国籍者」の内訳の中でも最も多いのが「19 世紀末から 20 世紀を通してラテンアメリカに行ったスペイン人の子孫, そしてスペインにきたラテンアメリカ系入移民が, スペイン国籍を結果的に取得してそれぞれの出身地域へ戻っていった」という分類で合計 107 万人ほどの移民がこれに当たると説明する (González Enríquez 2013: 6). 移民したスペイン人とその子孫という分類はさらに「ヨーロッパへ向かった」ものと「北米あるいはその他世界各地へ向かった」ものの 2 つがあり, それぞれ 60 万人と 9 万 7 千人である (González Enríquez 2013: 6). また「スペインでスペイン国籍を得た入移民が, 出身国 (地域) とは別のところへ向かった」人数はおよそ 10 万 5 千人であり, つまり 2008 年以降の不況後にスペインを出て行った 200 万人ほどのうち, 187 万 7000 人, 93.5%程はこの中に含まれている. その内訳は, 数十年前にスペインで生まれスペインを出て他国に移住した出移民 1 世なのか, その子孫

である 2 世や 3 世なのかはこの分類からは不明である。そしてこの論文のそもそも「スペイン人出移民が増えているか？」という問いに答える統計の数は、「スペイン生まれのスペイン国籍者」が「他のヨーロッパ内に移住=2 万人」「ラテンアメリカに移住=7 千人」「アメリカ合衆国などその他世界各国に移住=1 万 3 千人」の合計 4 万人となる (González Enríquez 2013:6)。この論の中心は「2009 年以降のスペイン人の国外移住は合計 4 万人程度、全人口の 0.1%に満たないのだから、メディアにおける過度な警鐘には注意すべきだ」というものだ。しかし、本稿との関連でそのデータの興味深いところは、200 万人出たスペイン国籍者のうち半数以上は、ラテンアメリカにかつて出移民したスペイン人の子孫、あるいはあらたにスペインにきたラテンアメリカ系入移民であると分類された、つまりはスペイン国籍を新たに得た「外国人」の半数以上がラテンアメリカと関連があると考えられることである。

では、外国籍の者がスペイン国籍をどのように取得していくのか、移民政策とそれ以外の条項を簡単に確認しよう。まず入移民がスペイン国籍を申請する方法は居住による申請が一般的である。ただし通常は、申請直前まで連続 10 年間合法滞在している外国籍の者がスペイン国籍を申請する機会がある。そのうち特例がいくつかあり²⁸⁾、ラテンアメリカ系出身者は合法的な 2 年の居住でスペイン国籍の申請が可能²⁹⁾である。また、ラテンアメリカ大半の国で二重国籍が許容されている (Gil Araujo 2010: 103)。

これとは別に、国籍取得に関わる法律が移民政策とは別の文脈で策定されたことを指摘しておきたい。それが「歴史的記憶法」の成立である (加藤 2008)³⁰⁾。スペイン国籍取得に関わるものはうち一つ、通称「子孫のための法律 (Ley de Nietos)」³¹⁾により、実際 50 万人近くが申請をし、そのうち 30 万人ほどが国籍を得ている (González Enríquez 2013)³²⁾。50 万人の申請者のおおよそ 9 割強がラテンアメリカ国籍者の申請であり³³⁾、多くはアルゼンチン、ベネズエラ、キューバ国籍の者となっている。

ここで INE の数字 (図表 14) を参照したい³⁴⁾。これによるとスペイン生まれの人数とスペイン国籍者の差は 2014 年を参考に約 128 万人である。単純に考えて、おおよそこの数字が、外国人が結婚や居住などいろいろな理由で、元の国籍と異なるスペイン国籍を得た数と大きく差はないのではと考えられる。では同じ年の中米・カリブ・南米生まれで、その出身地の国籍でないものは 110 万人いる (図表 15, 16)。同様にこの数がすべてスペイン国籍であるとはいえないが、少なくとも 100 万人程度はスペイン国籍ではないだろうかとの推測は可能だ。推測の域は出ないが、図表 1 と重ね合わせた際に、アメリカ大陸出身者数 (大半がラテンアメリカから) の減少は、帰国者も当然存在するだろうが、スペイン国籍を得てスペインに滞在している数も相当数存在するのではと考えられる。つまりこれらも、スペインとラテンアメリカ間の関係を反映させたものであり、今後はこれらの事情を考慮しより詳細な分析を重ねることが必要となろう。

5. 家族のつながり

以上、2000年代初頭、スペインが経験した大量の入移民に関して、入移民政策および他の法律を検討した結果、ラテンアメリカ国籍者の多くに利益となるものがあることがわかった。そして「居住許可を保持する外国人」のラテンアメリカ国籍者のみに表れた顕著な減少、しかし逆に、「ラテンアメリカ生まれ」と「ラテンアメリカ国籍者」の数に一致が見られず、またこの間にスペイン国籍を獲得した外国籍の者のうち半数はラテンアメリカ出身と関連があるのではないかとする論、2007～08年の不況後はスペイン国籍者が大量に諸外国、とりわけラテンアメリカを行き先としている様子、などが概観された。

これらの背景には、ラテンアメリカとの濃密な歴史的関係とそれへの配慮が想起される。それは、かつての歴史的な事実、支配／被支配という関係性、その後の国家同士のつながりというだけではないだろうと考える。特に19世紀後半から20世紀の前半³⁵⁾、少なくとも100万人～150万人がスペインからラテンアメリカを主としてあるいはアメリカ合衆国へ移り住み、出稼ぎや季節労働目的を含めてその2～3倍の人口がスペインとラテンアメリカを中心に動いていたことを考えると、それら移民の移動に伴う家族や親戚の物語というのはさらに多く、人々の記憶に入り込んでいるだろう。

その心理的近さはしばしば映画などにも見られる。Schmidt (2012) は、1997～2007年製作のアルゼンチン・スペインの映画を題材として取り上げ、それぞれの主人公などが関わる家族の記憶を手がかりに、アルゼンチン・スペイン間の人の移動³⁶⁾について述べている。時にはスペインというよりもガリシア地方³⁷⁾など、特定地域とつながるアイデンティティ探しをテーマにした映画もあり、アルゼンチンをはじめ、スペインとラテンアメリカが人々の記憶の中でつながっていることを想起させる。

他にも、スペイン・バスク自治州のバスク放送局 (EITB)³⁸⁾の日常のニュースでは、主にアメリカ大陸のバスク人コミュニティ「バスクの家」³⁹⁾などでの出来事も頻繁に伝えられている。また、EITBで製作したコメディードラマ『Mi querido Klikowsky (親愛なるクリコウスキー)』⁴⁰⁾では、かつてアルゼンチンに移民したバスク系アルゼンチン人が、バスクのある村に戻ってきて起こる騒動が描かれるなど、かつてバスクからアルゼンチンを中心に移民した史実を、現代においても途切れなく放送している。このEITBの放送事業は政治的意味合いを抜きにして解釈することはできない⁴¹⁾。しかしそれを含めても、1世紀前にラテンアメリカやアメリカ合衆国へ移民したバスク人とその現在(子孫)の動向をあたかも隣の町で行われていることのように放送しているさまは、かつての移民がいまだに現実の感覚で身近に捉えられているように思われる。

6. まとめ

以上、2000年代のスペインへの大量移民とラテンアメリカとの関連を統計、政策、法律などを通して検討したが、今後さらに各国あるいはスペイン、ラテンアメリカそれぞれの各地域について詳細に分析する必要がある。

2000年代は特にスペインへの大量の入移民という社会の動きに連動し、様々な研究者がそれに関する成果を発表していた。しかしながら2007～08年のスペインの不況以降はそうした移民研究も減少し、特にスペイン国籍への帰化と移民との関係についての分析は私見の限りそれほど多くないと思われる。スペイン国籍者となって以降、統計上ラテンアメリカ移民ではないし、また言語や宗教に関しての相互理解は、スペインとラテンアメリカは一般的にはほぼ問題がないため、移民の動きというのは他の言語集団や宗教集団の前には表面化しにくい面もあるだろう。そうした場合、スペイン国内に在するいろいろなコミュニティを基礎とした研究（本報告書収録の酒井論文を参照のこと）や、あるいは送金の動きなどを追う研究がその理解の一助になるだろう。

本稿では触れなかったが、短期間にやってきた大量の移民はECあるいはEUの域内へのアクセスの一步としてスペインを選んだ場合も多いであろうし、また同時にその時期スペインが好景気であったという事実がある。そのためこの大量の入移民について、スペインがかつて経験した出移民との関連で論じるべきでないという意見も多数存在する。確かに一面としては相互を入り混じらせ論じることは危険であるが、しかしながら、移民送り出し国スペインの歴史が、政策にまったく反映されてこなかったかといえば、ラテンアメリカ国籍者にとってはそうではなかった。スペインへの、あるいはスペインからの移民について特にラテンアメリカと関連するものは、歴史的な記憶も考慮されるべきであろうと考える⁴²⁾。たとえば1939年のスペイン内戦終了後、1975年にフランコ体制が終わりを告げてもその記憶はまだ風化していない。1980年代～90年代の歴史的記憶法の制定過程や、最終的には2007年に成立したことがそれを物語っている⁴³⁾。当時体制を逃れた亡命者は50万人ほどいたとされ、それぞれヨーロッパや北アフリカ、そしてアメリカ大陸へと行き先を求めている。歴史的記憶法だけでも少なくとも30万人近くがスペイン国籍を得て、その9割の申請者がラテンアメリカ出身だとすると（González Enríquez 2013）、スペインからあるいはラテンアメリカからの出移民の移民先としてはお互いに断ち切ることのできない強い関連があり、それは地理的に存在するスペインとアメリカの大陸の距離感をも縮めている。何千キロと離れているにもかかわらず、心理的には「水たまりを越える⁴⁴⁾」もしくは「兩岸を挟む⁴⁵⁾」程度の距離でしかない。このことを今後も記憶にとどめながら、スペインとラテンアメリカの移民を考える必要があるのではないだろうか。

注

- 1) これはあくまでも、時代や国家区分、政治体制なども含めた移民の数量とその内容を考えまとめたもので、この時代区分に含まれない年代に移民がいなかったわけではない。
- 2) この間の移民数について統計資料の不備、その利用の仕方で差があるが 360 万人から 450 万ほどがこの間スペインから中南米へ渡ったと考えられている。ただし、そのうち 230 万ほどはスペインに帰還した。したがって最も少ない数で見積もって 130 万人ほどが中南米へ移住しているとされる。
- 3) ただし政治的亡命者は、たとえばカルリスタ戦争からの亡命など、19 世紀にも存在した。(移住部局 *Dirección General de Migraciones* 2013)。
- 4) 例外的に 1960 年代以降の中南米の政治体制の変化(具体的にはキューバ革命後)や南米での軍事政権などから逃れてきた入移民 (*exiliados* 亡命者) という区分はある。
- 5) INE (*Instituto Nacional de Estadística* スペイン国立統計局。www.ine.es) 発表。ただし、「居住許可を所持しない外国人」も登録できる住民登録を基礎とした統計であるため、後述する「居住許可を所持する外国籍住民数」とは数値が異なる。
- 6) 代表的なものとして、まずは 2009 年までの文献資料を集めた Corrochano (2010) があげられる。これは 1990~2009 年までのスペインへの入移民について、年代別、テーマ別にまとめた文献目録であり、456 の資料をあげているが、それでもなおこの目録に載せられなかったものもあるとしている。また同時期の *Biblioteca Mario Vargas Llosa* (2009) や *Pineda Godoy* (2009) も文献目録を提供している。
- 7) 筆者自身もかねてより関心があり、スペインの一地方の小さな教育機関を対象に、非スペイン語話者の外国人をめぐる問題について考察した(辻 2009)。併せて参照されたい。
- 8) たとえばアルゼンチンからの亡命は、軍政から逃れる移民が含まれる(注 4 参照)。
- 9) 大幅な減少をしているコロンビア、エクアドル、ペルーなどはそれぞれの国や地域との個別事情を分析する必要があるだろう。
- 10) スペイン語文献では Sánchez Alonso (2011) が 1900 年からの入/出移民政策をとりあげており、スペインと関わる移民政策については長期的視点での理解が必要であると論じている。
- 11) スペイン語は *Ley Orgánica* で直訳は「有機法」。公の権利・自由や自治州の憲法、参政権などをはじめとして市民の権利と自由を取り決めた基本法を指す。そのうち外国人に対する関連法案は *Ley Orgánica 7/1985* (森田 2006: 114)。1986 年スペインの EC 加盟が目前に迫っていたことから、法整備が必要となった。その後 2000 年に外国人法 (*Ley de Extranjería*) へと名称変更された。
- 12) 具体的には *inmigrantes comunitarios* / *inmigrantes no comunitarios* と区別される。現在では EU 域内/外となった。域内の特権の一つとして重要なのは、ビザを得た労働分野だけでなく、あらゆる分野の労働市場にアクセスでき、労働許可そのものが必要ないことが挙げられる。
- 13) ラテンアメリカ一律ではなく、対応は国によっても年代によっても異なる。またスペイン入国に際してビザが必要でない国もある。たとえばアルゼンチン、ベネズエラ、ウルグアイ、ブラジル、パラグアイ、メキシコがそれに当たる。
- 14) 正規化 (*Regularización*) の用語はスペイン語の直訳をそのまま使用する。なお正規化は 2005 年から正常化 (*Normalización*) へと名称変更された(森田 2006:120, 楠 2009:64)。
- 15) 1985 年は申請人数が 44,000 人に対し正規化 33,700 人、91 年は申請 135,393 人に対し 109,135 人、96 年は申請 25,000 人に対し 21,300 人が正規化されている(森田 2006)。
- 16) 2000 年はあらたに「外国人法」を踏まえ正規化条件が厳しくなった。2000 年の正規化は申請者約 25 万に対し許可が下りたのは約 18 万人であった(森田 2006:119)。
- 17) 2 年連続での正規化は、非合法移民の置かれた立場が非人道的であるという世論の後押

しを受けた結果であった。申請期間は短かったものの条件が緩和され、約 35 万人の申請に対し約 22 万人が許可された（森田 2006:119）。

18) 1993 年から分野ごとに労働力割当制度が始まった。これは建築・農業などの分野ごとに、さらにその国籍に対しても配分を行うもので好景気の際はエクアドル、モロッコ、ルーマニアなどの国が上位に来ている。その他コロンビアやドミニカ共和国などと割り当て制度の協定が結ばれている（森田 2006:118, Gil Araujo 2010:104）。

19) El programa de Retorno Voluntario. 2007 年成立、2008 年 11 月より有効。2015 年 1 月 1 日現在も有効。

20) この論文は法学部学生を中心に、日本・フランス・ドイツ・スペインの例を挙げて、任意帰国支援政策を比較研究している。また日本の移民政策（入国管理政策）に関する提言を行っており、スペインの政策そのままでは日本に合致しないが、移民とその出身国の利益も考慮することで、一旦帰国させた日系人を再度受け入れる態勢について言及している。

21) 2007 年以前は、自主帰国の支援として、国際移住機関などと連携したいくつかの支援政策があった。また、カタルーニャ州とマドリード州には独自の支援プランがある。（Sánchez Trigueros y Fernández Collados 2010）。以下、「任意帰国政策」(Plan Retorno Voluntario) については、入・出移民全体事務局 (Secretaría General de Inmigración y Emigración) 資料と、国立雇用公共事業 (Servicio Público de Empleo Estatal. どちらもスペイン政府、雇用・社会保障省管轄) 資料より抜粋。また Sánchez Trigueros y Fernández Collados (2010) と前田研究会 (2014) も参照した。

22) 正式名称は「本国へ自主帰還する意図のある EU 外外国人労働者に対しての、失業保険補助プログラム」(Programa de ayudas complementarias al abono acumulado y anticipado de la prestación contributiva de desempleo a trabajadores extranjeros extracomunitarios que retornen voluntariamente a sus países de procedencia), 以下 APRE と略す。

23) さらにスペインと社会保障協定を結んでいる以下の国に限定している（国名順番などは筆者による並び替え）。

ヨーロッパ地域：アンドラ，オーストラリア，ロシア，ウクライナ

ラテンアメリカ地域：アルゼンチン，ボリビア，ブラジル，チリ，コロンビア，ドミニカ

共和国，エクアドル，エルサルバドル，メキシコ，パラグアイ，ペルー，ウルグアイ，ベネズエラ

アジア，オセアニア地域：大韓民国，日本，フィリピン，オーストラリア

アメリカ大陸（上記ラテンアメリカを除く）：アメリカ合衆国，ケベックを除くカナダ

アフリカ大陸：モロッコ，チュニジア，カーボベルデ共和国

以下のものは除外：EU 域内，欧州経済共同体域内，スイス国籍の者。さらに、これらの国と上記記載の社会保障協定を結んでいる国との二重国籍者。無国籍者。

24) その際の帰国交通費支給，その他 50 ユーロから 400 ユーロを上限に帰国の旅程中必要となる補助の支給，帰国後の家賃など家族単位上限 1600 ユーロまで支給，帰国後故郷の町までの旅費として家族単位上限 600 ユーロ支給，など，帰国に必要な経費はある程度支給されている（OEI 資料）。

25) APRE の有効年は漸次更新されている。現段階では暫定 2015 年 6 月末までの申請が有効である。

26) 図表 6～13 の出典：http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/より筆者作成。

27) それぞれ、INE の統計に加え、PERE（外国に居住するスペイン人の住民登録）、CERE（外国に居住するスペイン人の有権者人口）、CERA（スペイン不在住民の有権者人口）など、各種スペイン公式統計に加え、諸外国でのスペイン人人口などの調査統計を加えて算出している。

28) 亡命者は5年居住で申請可能、スペイン領で出生したもの、スペイン人と結婚の状態にあるもの、年少者でスペイン人の後見下にあるもの、歴史的記憶法(注30参照)に当たらないスペイン人の子孫は1年の居住で申請可能、などの緩和条件がある。

29) スペインあるいはポルトガル系の中南米各国、アンドラ公国(スペインとフランスの間に位置する小国家)、フィリピン(16世紀~19世紀末までスペイン植民地)、赤道ギニア(アフリカにあり、スペインから1968年に独立)、ポルトガル、セファルディ(15世紀にイベリア半島を追われたユダヤ人の子孫、スペイン語や当時の宗教的慣習を保持しているとされる。)の出身者らは2年居住により国籍申請が可能である。

30) スペイン語では Ley de la Memoria Histórica (Ley 52/2007 de 26 de Diciembre), 国籍を回復するものとして通称 Ley de Nietos としても知られる。正式名称は LEY 52/2007, de 26 de diciembre, por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la guerra civil y la dictadura (52/2007, 12月26日の法律:「内戦及び独裁の間迫害あるいは暴力に苦しんだ人々のため、権利を認知及び拡張し措置を定める法律」)。内容は1936年から1939年のスペイン内戦中、及びその後1975年まで続いた独裁であるフランコ体制中に政治的なものなどを理由として迫害されたあるいは苦しんだ人々のため、権利や名誉を認識・回復するもので、フランコ体制への非難、当時成立し迫害などの根拠となった旧法の廃棄、身元不明の遺体の捜索、フランコの蜂起・体制を象徴するものについての紋章などの撤廃、フランコ側の戦死者を奉る式典の公式的な禁止などが盛り込まれている。そのうちの一つに「個人的な名誉回復及び犠牲者としての認知」という項目があり(加藤 2008:3-4)、これが、当時スペイン国外に亡命・退去せざるをえなかった人々の子孫の、スペイン国籍を回復する法律として注目された。この国籍申請は2008年12月から2年間、さらに1年の延長で2011年12月に締め切られている。

31) 注30参照。

32) 40万人ほどという別の解説も存在する。

33) 在外のスペイン大使館や領事館で申請可能なため、スペインに渡航する必要はない。

34) スペイン国内の居住登録者とその国籍・出身地を集計したものだが、合法・非合法の滞在かどうかには触れていないため、図表1と数字の違いが見られる。

35) 1880年から1930年までを「大量移民の時代」として区分している。

36) スペイン内戦時代やフランコ体制中は、スペインからアルゼンチンへの亡命者が、またアルゼンチン軍政時代はスペインへの亡命者が映画の中で非常によく描かれる。その他にも、ヒガ・マルセーロ(2004)は、2000年のアルゼンチンの経済危機を契機とした、アルゼンチンからスペインへの移民についても言及している。

37) スペイン北西部の自治州。スペインの4つの公用語のうちガリシア語が多く話される地方であり、1880年代からの大量移民の時代には、スペイン国内のうちでもガリシア地方からが最も多く、当時のスペインからの出移民全体のうち約4割がガリシア地方からであった(中塚 2004:13)。

38) 1982年から放送を開始、テレビ・ラジオ局を持つ。スペイン語とバスク語の両言語でのチャンネルがある。独自の特派員が世界各国にもち現地のニュースを伝える。www.eitb.eus

39) かつて19世紀にアメリカ大陸へ大量移民したバスク系コミュニティを基礎として、世界各地に分布するバスク系協会の一般的な名称。アルゼンチン・ウルグアイ・アメリカ合衆国に多い。アメリカ大陸だけではなく、フランスやベルギーなどにもある。また、バスク州自治政府は1994年、在外バスク人コミュニティに関する法令も発布し、スペイン内のバスクとそれ以外の「バスク」をつなげ、スペイン内のバスクへの帰還支援策なども講じている。また近年は日本にも設立され、バスクと日本の友好を結ぶ協会となっている。(萩尾・吉田編 2012: 164-5)。

40) 2005~08年および2010年に放映された連続ドラマ。

41) スペインの中の「バスク地方」というのは、スペインが多様な文化や歴史を持つ地域で

構成されているという事実以外にも、マドリードにあるスペイン中央政府に対して、究極な意見の一つにはスペインからの独立を図る、というカタルーニャ地方と同じく特殊なニュアンスを持つ。したがって、バスク地方と世界を関連させた放送事業というのは、おそらく政治的な意図まで考慮されている。

42) 20世紀にスペインが支配したモロッコの一部や西サハラ領域、さらにセファルディと関連する地域も同じことが言える。

43) 政治的事情を含めた歴史認識問題もこの成立に関わっている(加藤 2008)。1975年のフランコ死後、左派の社会労働党(PSOE)が1982年から1996年まで政権をとり、その後は2004年まで右派の国民党(PP)が政権をとる。2004年に再度PSOEが政権をとったが、2011年にはまたPPが政権をとった。現在、予算が無いことを理由にこの歴史的記憶法の実行は事実上廃止あるいは中断の状態にある(Junquera 2013)。

44) “cruzar el charco”は19世紀末から20世紀はじめのスペイン—中南米移民に関してよく使われた言い回し。直訳は「水たまり charco を横断する」だが、大西洋を水たまりに見立て、それを越え移動するという意味で使われる。

45) “entre las (dos) orillas”も同じく、こちらの岸 orilla と向こう岸、というように川辺、岸辺の意味合いで使われるが、これも比喩的に大西洋のあちら側とこちら側、という意味でよく使われる。あるいはわかりやすく“las (dos) orillas de Atlántico (大西洋の(両)岸)”という表現もある。現代ではスペイン南岸と北アフリカ(モロッコあたり)の間、ジブラルタル海峡を挟んで、の意味でも使用される。

文献

加藤伸吾, 2008, 「スペイン『歴史的記憶法』の成立過程」(2004年~2008年), 『外務省調査月報』2008(41): 1-28.

川成洋, 坂東省次, セルバンテス文化センター編, 2011, 『スペイン文化辞典』, 丸善株式会社.

楠貞義, 2009, 「スペインと移民問題」『関西大学経済論集』59(1):41-71.

厚生労働省大臣官房国際課, 2012, 「スペイン(特集) 2010-2011 海外情勢報告」『南欧諸国の労働施策』, 厚生労働省: 38-54.

辻博子, 2009, 「スペインにおける外国人への言語教育—EPA P.F.の役割についての一考察; ビトリア—ガステイス市の事例と今後の課題」, 『福岡大学言語教育研究センター紀要』8: 49-62.

中川功, 2010, 「移民受け入れ先進国となったスペインの移民政策と経済成長」法政大学経済学部学会『経済志林』77(4): 201-19.

中塚次郎, 2004, 「ヒトの移動と地域意識の形成——ガリシアの場合」中塚次郎編『イベリア半島におけるヒトの移動と地域の形成——その歴史的分析』2001-2003年度科学研究費補助金研究成果報告書: 13-9.

萩尾生・吉田浩美, 2012, 『現代バスクを知るための50章』明石書店.

- ヒガマルセーロ, 2004, “Otra diáspora: La migración a España de argentinos descendientes de españoles”, 中塚次郎編『イベリア半島におけるヒトの移動と地域の形成——その歴史的的分析』, 2001-2003 年度 科学研究費補助金研究成果報告書: 20-59.
- 深澤晴奈, 2009, 「スペインの移民政策と労働組合——2005 年不法移民正規化措置をめぐって」『スペイン史研究』 23:26-37.
- 前田研究会, 2014, 「帰国支援という名の強制退去——諸外国の制度との比較から」『法律学研究』: 461-74.
- 森田有貴, 2006, 「スペインにおける移民政策——ヨーロッパ諸国との比較において」『龍谷大学大学院法学研究』 8:107-28.
- 渡部和男, 2007, 「スペインの移民問題——中南米よりの移民動向分析」『神戸大学経済学研究年報』 54: 85-105.
- Biblioteca Mario Vargas Llosa, 2009, *Inmigración en España : Bibliografía en la Biblioteca Mario Vargas Llosa*. Berlín : Instituto de Cervantes.
- Cita previa INEM. N.D., Cita previa INEM -Portal web de especialistas en asesoramiento laboral , <http://www.citapreviainem.es/retorno-voluntario-2012/> (アクセス日 2015 年 2 月 1 日)
- Conejero Paz, Enrique, 2012, “La política de inmigración en España”, *3c Empresa : investigación y pensamiento crítico*, Nº 8, Alcoy.
- Corrochano H., David., 2010, *Guía bibliográfica sobre inmigración en España (1990-2009). Datos y reflexiones sobre la institucionalización de una comunidad académica*. Instituto de Políticas y Bienes Públicos (IPP), Consejo Superior de Investigaciones Científicas(CSIC).
- Dirección General de Migraciones, *Secretaría General de Inmigración y Emigración*, Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Gobierno de España.
http://www.empleo.gob.es/es/sec_emi/index.htm(アクセス日 2015 年 2 月 8 日)
- Exiliad@s.: e-xiliad@s, *España en una maleta*, Dirección General de Migraciones, Secretaría General de Inmigración y Emigración, Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Gobierno de España,
<http://www.exiliadosrepublicanos.info/es/bibliografia-exilio> (アクセス日 2015 年 2 月 8 日)
- García Ballesteros, Aurora, Jiménez Basco, Beatriz y Redondo González, Ángela, 2009, *La inmigración latinoamericana en España en el siglo XXI*. Investigaciones Geográficas, Bolétin del Instituto de Geografía, UNAM, Núm. 70: 55-70.
- Gil Araujo, Sandra, 2010, “Políticas migratorias y relaciones bilaterales

- España-América Latina.” Anna Ayuso Pozo, Pinyol i Jiménez, Gemma, *Inmigración latinoamericana en España: el estado de la investigación* : 93-118.
- González Enríquez, Carmen, 2013, “¿Emigran los españoles?”, *ARI*, 39/2013, 18 de septiembre de 2013. Madrid: Real Instituto Elcano.
- , 2013, “El precio de la ciudadanía española y europea”, *ARI* 22/2013, 14 de junio de 2013, Madrid: Real Instituto Elcano.
- González Fuentes, Mario, 2006, “Una reflexión de la inmigración latinoamericana en España”, Centro de Estudios Latinoamericanos.
- González-Ferrer, Amparo, 2013, “La nueva emigración española. Lo que sabemos y lo que no”, *Zoom Político*, 2013/18:1-20
- Gratius, Susanne, 2005, “El factor hispano : los efectos de la imigración latinoamericana a EEUU y España”, Real Instituto Elcano, Área América Latina-DT n° 49/2005.
- Instituto Nacional de Estadística(INE), 2014, <http://www.ine.es>
(アクセス日 2015年2月1日)
- Junquera, Natalia, 2013, “La promesa que Rajoy sí cumplió”, *El País*, 5 de octubre de 2013:36, sección política.
- Mendoza Díaz, Juan, 2011, “Perfiles de la inmigración latinoamericana en España, Migraciones internacionales y co-desarrollo, el caso de Ecuador” Conclusiones y respuestas del Seminario de Expertos sobre el desarrollo y derechos de las personas: El caso de Ecuador, en Madrid y en Quito, *Centro de Estudios de Iberoamérica*: 53-66.
- Ministerio de Justicia de Gobierno de España, *Ley de la Memoria Histórica (Ley 52/2007 de 26 de Diciembre)*, <http://ley memoria.mjusticia.gob.es/> (アクセス日 2015年2月1日)
- OEI (Organización de Estados Iberoamericanos), 2011, <http://www.oei.es/index.php>
(アクセス日 2015年2月1日)
- , 2012, *Informe País España*, 1 de mayo de 2012,
<http://www.oei.es/70cd/InformeFINAL.pdf>
- Olmo Pintado del, Margarita, 1999, “El exilio de la utopía : La transformación del exilio argentino en el contexto de la inmigración en España”, *Revista de Indias*, vol LIX, núm.216: 509-20.
- Pineda Godoy, Marcos, 2009, “Revisión Bibliográfica”, Francisco Parra, José (coordinador), *La inmigración en España : Algunos datos para el debate*:

233-46, Valencia: tirant lo blanch.

Sánchez Alonso, Blanca, 2011, “La política migratoria en España. Un análisis de largo plazo”, *Revista internacional de sociología(RIS), La inmigración en España : perspectivas innovadoras*, Monográfico nº1: 243-68.

Sánchez Trigueros, Carmen y Fernández Collados, Belén, 2010, “Retorno Voluntario de Inmigrantes”, *Revista de la Asociación Estatal de Centros Universitarios de Relaciones Laborales y Ciencias del Trabajo*, Universidad de Huelva, vol.23 : 137-58.

Sánchez-Albornoz, Nicolás, 2002, “La emigración española a América en medio milenio : pautas sociales”, *Dossier: Emigraciones españolas, Historia Social* : 41-57.

Schmidt, Susana, 2012, “El imaginario del retorno en las historias de migración del cine argentino-español”, *Temas de historia argentina y americana*, N° 20, enero-diciembre 2012: 131-56.

Secretaría General de Inmigración y Emigración, *Portal de Inmigración*, Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Gobierno de España

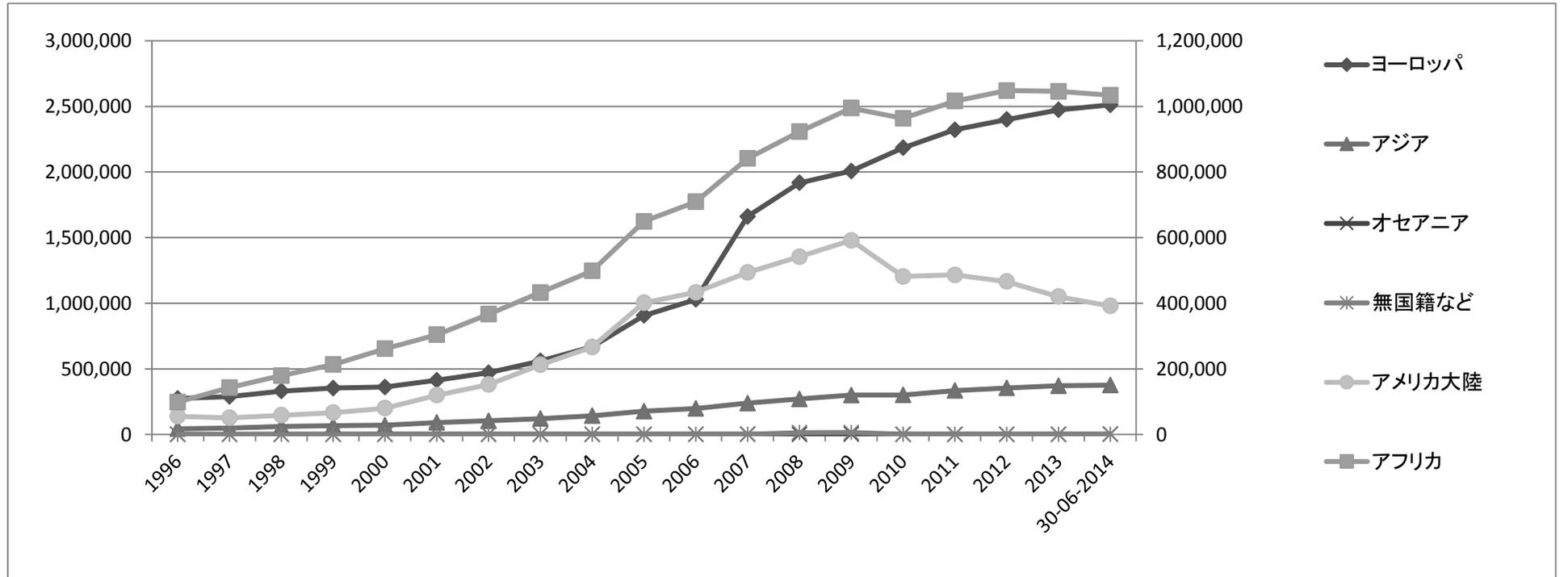
<http://extranjeros.empleo.gob.es> (アクセス日: 2015年2月1日)

Servicio Público de Empleo Estatal, *Servicio Público de Empleo Estatal*, Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Gobierno de España, SEPE: www.sepe.es (アクセス日 2015年2月1日)

Vicente Torrado, L. Trinidad, 2005, *La inmigración latinoamericana en España*. : Expert Group Meeting on International Migration and Development in Latin America and the Caribbean UN, Expert Group Meeting on International Migration and Development in Latin America and the Caribbean, 30 Nov.-2 Dic. 2005, Mexico City.

図表1 居住許可を所持する外国人居住者数（大陸別）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	30-06-2014
ヨーロッパ	274,081	289,084	330,528	353,556	361,437	412,522	470,432	560,200	667,775	906,461	1,028,678	1,661,245	1,917,069	2,007,633	2,184,699	2,322,031	2,400,142	2,473,385	2,512,094
アフリカ	98,820	142,816	179,487	213,012	261,385	304,149	366,518	432,662	498,507	649,251	709,174	841,211	922,635	994,696	963,530	1,016,022	1,048,144	1,045,885	1,033,929
アジア	43,471	49,110	60,714	66,340	71,015	91,552	104,665	121,455	142,762	177,423	197,965	238,770	270,210	299,743	301,430	334,831	354,271	370,946	376,361
オセアニア	929	888	1,023	1,013	902	944	1,024	1,018	1,112	1,466	1,819	2,051	1,839	1,903	1,716	1,771	1,848	1,878	1,926
無国籍など	415	956	695	699	1,017	1,095	1,019	1,028	1,049	1,101	1,147	1,130	14,119	14,834	899	994	1,013	1,048	1,089
アメリカ大陸	138,487	126,959	147,200	166,709	199,964	298,798	380,343	530,640	666,086	1,003,230	1,083,025	1,234,607	1,354,158	1,479,014	1,204,544	1,216,089	1,165,652	1,050,485	980,096
中南米合計	121,268	112,064	129,928	149,298	184,720	283,778	364,569	514,485	649,122	986,178	1,064,916	1,215,351	1,333,886	1,458,442	1,184,456	1,195,161	1,143,857	1,027,434	956,762
合計	538,984	609,813	719,647	801,329	895,720	1,109,060	1,324,001	1,647,011	1,977,291	2,738,932	3,021,808	3,979,014	4,473,499	4,791,232	4,656,818	4,891,738	4,971,070	4,943,627	4,905,495



出典：INE より筆者作成

図表 2 居住許可を所持する外国人居住者数（ラテンアメリカとフィリピン抜粋）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	30-06-2014
合計	538,984	609,813	719,647	801,329	895,720	1,109,060	1,324,001	1,647,011	1,977,291	2,738,932	3,021,808	3,979,014	4,473,499	4,791,232	4,656,818	4,891,738	4,971,070	4,943,627	4,905,495
アルゼンチン	18,246	17,188	17,007	16,290	16,610	20,412	27,937	43,347	56,193	82,412	86,921	96,055	97,277	103,171	80,484	79,950	76,309	68,596	64,143
ウルグアイ	4,028	3,923	3,907	3,880	4,005	4,754	5,995	8,852	13,055	24,272	26,581	31,092	31,956	34,625	28,579	29,263	28,124	25,396	23,865
エクアドル	2,913	4,112	7,046	12,933	30,878	84,699	115,301	174,289	221,549	357,065	376,233	395,808	421,527	440,304	316,124	291,373	256,401	223,570	203,654
エルサルバドル	925	832	902	998	936	1,032	1,110	1,217	1,365	1,790	1,906	2,222	2,544	2,964	2,692	3,350	3,770	4,015	4,040
キューバ	7,814	10,507	13,214	16,556	19,165	21,467	24,226	10,869	30,738	36,142	39,755	45,068	49,553	51,692	42,823	44,057	45,197	42,268	40,482
グアテマラ	395	431	506	547	518	554	608	631	696	935	1,013	1,221	1,428	1,651	1,589	1,773	1,888	1,950	1,880
コスタリカ	332	251	290	282	289	327	370	27,323	445	567	601	706	830	926	850	985	1,043	1,056	1,060
コロンビア	7,865	8,412	10,412	13,627	24,702	48,710	71,238	405	137,369	204,348	225,504	254,301	274,832	287,205	223,455	211,058	194,233	162,374	147,986
チリ	5,936	5,594	5,827	5,927	6,141	6,900	8,257	107,459	14,477	18,748	20,397	24,841	26,906	30,068	25,750	26,683	25,901	23,778	22,248
ドミニカ共和国	17,845	20,381	24,256	26,854	26,481	29,314	32,412	36,654	42,928	50,765	58,126	70,775	80,973	87,201	73,225	76,386	77,107	71,782	67,404
ニカラグア	443	444	501	518	490	562	574	671	794	1,136	1,250	1,943	2,640	3,489	4,793	6,956	8,728	10,407	11,142
パナマ	428	357	366	349	342	375	421	500	595	760	805	989	1,126	1,223	1,092	1,213	1,219	1,169	1,129
パラグアイ	502	486	512	529	524	634	758	992	1,692	7,800	8,557	13,651	19,723	29,458	31,895	40,963	46,070	48,964	48,857
ブラジル	5,694	6,263	7,012	8,120	10,034	10,910	12,902	14,598	17,524	26,866	30,242	39,170	47,229	56,153	54,631	59,896	60,676	56,937	54,947
ペルー	18,023	21,233	24,879	27,263	27,888	33,758	39,013	57,593	71,245	82,533	90,906	116,202	130,900	144,620	114,894	111,462	102,620	85,735	75,733
ベネズエラ	6,634	6,188	6,911	7,323	7,986	9,067	10,634	13,162	16,622	25,372	28,188	33,262	36,616	40,370	35,299	37,224	37,073	33,418	31,867
ボリビア	955	999	1,148	1,283	1,748	3,344	4,995	7,053	11,467	50,738	52,587	69,109	85,427	117,106	121,009	142,757	144,686	131,312	121,410
ホンジュラス	743	779	872	1,151	1,244	1,559	5,894	6,714	7,755	9,502	4,186	5,767	7,322	9,851	11,253	15,168	17,951	20,048	20,898
メキシコ	4,328	3,684	4,360	4,868	4,739	5,173	1,649	1,834	2,234	4,033	10,700	12,633	14,339	15,593	14,019	14,644	14,861	14,659	14,017
フィリピン	11,770	11,357	13,553	13,765	13,160	14,716	15,344	16,589	18,185	18,735	21,190	25,051	29,103	31,015	26,480	28,051	28,903	29,952	29,878
ラテンアメリカ合計*	121,268	112,064	129,928	149,298	184,720	283,778	364,569	514,485	649,122	986,178	1,064,916	1,215,351	1,333,886	1,458,442	1,184,456	1,195,161	1,143,857	1,027,434	956,762

*「ラテンアメリカ合計」には、ハイチなども含む

出典：INE より筆者作成。統計元は図表 1 に同じ。

図表3 居住許可を所持する外国人居住者数 上位18ヶ国（2014年時点で6万人を超えた国のみ抜粋）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	30-06-2014
ルーマニア	1,386	2,385	3,543	5,082	10,983	24,856	33,705	54,688	83,372	192,134	211,325	603,889	718,844	751,688	839,339	910,657	915,673	928,217	940,252
*モロッコ	77,189	111,100	140,896	161,870	199,782	234,937	282,432	333,770	386,958	493,114	543,721	648,735	717,416	767,784	737,640	770,112	790,258	785,180	774,395
イギリス	68,359	68,271	74,419	76,402	73,983	80,183	90,091	105,479	128,283	149,071	175,870	198,638	219,738	222,039	232,750	239,918	255,321	265,531	269,756
イタリア	21,362	22,638	26,514	29,871	30,862	35,647	45,236	59,745	72,032	84,853	98,481	124,936	139,132	150,667	171,433	181,871	194,715	205,034	210,304
エクアドル	2,913	4,112	7,046	12,933	30,878	84,699	115,301	174,289	221,549	357,065	376,233	395,808	421,527	440,304	316,124	291,373	256,401	223,570	203,654
中国	10,816	15,754	20,690	24,693	28,693	36,143	45,815	56,086	71,881	85,745	99,526	119,859	138,558	151,547	153,874	167,189	175,727	184,196	187,757
ブルガリア	973	統計なし	統計なし	3,013	5,244	9,953	15,495	24,369	32,244	56,329	60,174	127,058	144,401	147,080	161,016	174,668	176,673	180,117	181,684
コロンビア	7,865	8,412	10,412	13,627	24,702	48,710	71,238	107,459	137,369	204,348	225,504	254,301	274,832	287,205	223,455	211,058	194,233	162,374	147,986
ドイツ	45,898	49,890	58,089	60,828	60,575	62,506	65,823	67,963	69,719	71,513	77,390	91,670	102,202	109,438	122,014	129,452	137,970	143,289	145,501
ポルトガル	38,316	38,229	42,310	44,038	41,997	42,634	43,309	45,614	50,955	59,787	72,505	101,818	121,918	126,928	133,138	132,480	136,454	140,344	141,736
ボリビア	955	999	1,148	1,283	1,748	3,344	4,995	7,053	11,467	50,738	52,587	69,109	85,427	117,106	121,009	142,757	144,686	131,312	121,410
フランス	33,134	34,308	39,504	43,265	42,316	44,798	46,986	49,196	49,918	52,255	56,170	68,377	78,934	86,132	95,791	102,216	109,911	116,610	120,023
ポーランド	3,172	統計なし	統計なし	6,517	8,143	11,342	12,817	15,814	23,617	34,600	48,031	70,850	86,995	86,314	86,931	84,221	86,016	88,599	89,533
ウクライナ	240	434	599	1,077	3,537	9,104	14,861	21,579	27,461	49,812	52,760	62,409	65,795	72,837	71,086	75,797	77,737	80,355	81,153
ペルー	18,023	21,233	24,879	27,263	27,888	33,758	39,013	57,593	71,245	82,533	90,906	116,202	130,900	144,620	114,894	111,462	102,620	85,735	75,733
パキスタン	2,471	3,354	4,238	5,126	7,843	14,322	15,584	17,645	18,072	28,707	29,668	36,384	39,562	45,817	52,454	62,085	66,928	70,060	70,667
ドミニカ共和国	17,845	20,381	24,256	26,854	26,481	29,314	32,412	36,654	42,928	50,765	58,126	70,775	80,973	87,201	73,225	76,386	77,107	71,782	67,404
アルゼンチン	18,246	17,188	17,007	16,290	16,610	20,412	27,937	43,347	56,193	82,412	86,921	96,055	97,277	103,171	80,484	79,950	76,309	68,596	64,143

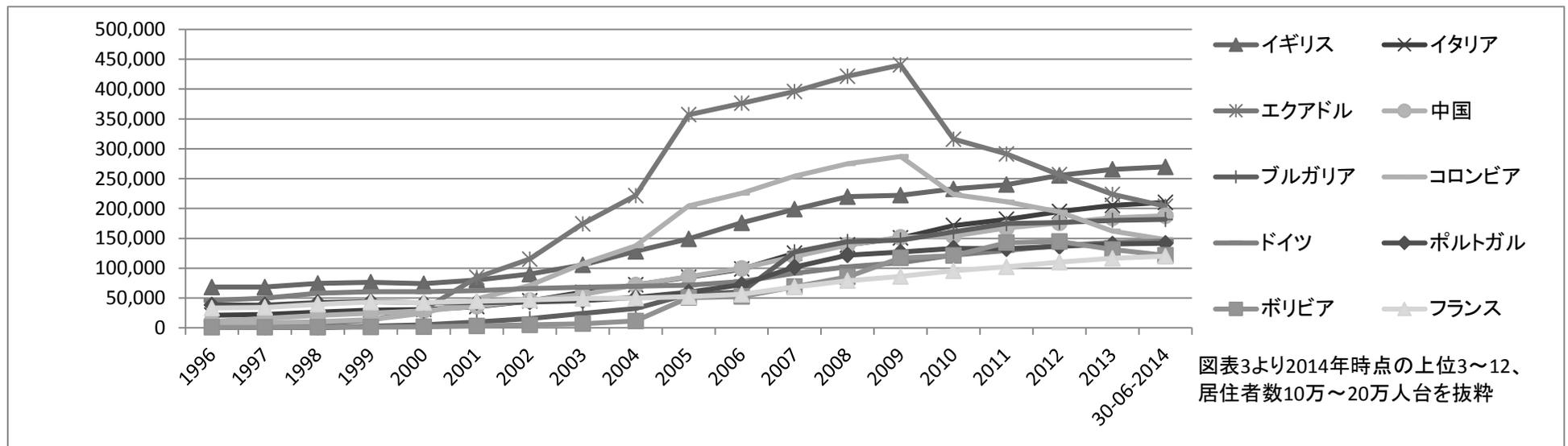
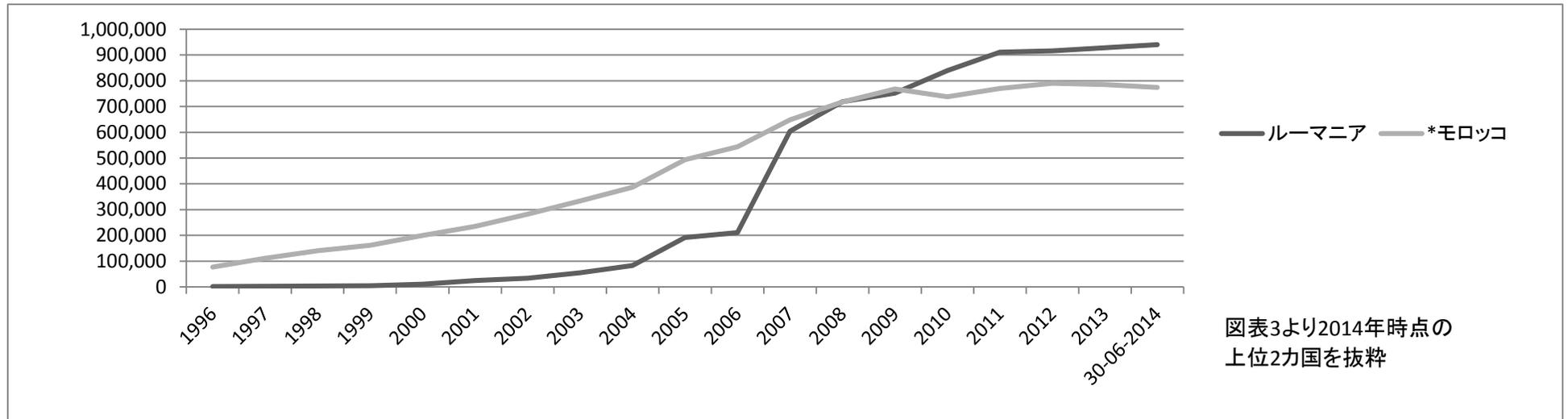
*印つきの国名は、北部アフリカ、マグリブ地域。地中海を挟んでスペインと対岸にあり隣接している。

この色の枠は、2014年時点でEU圏内およびそれに順ずる領域内（相互の移動の制限が緩和されている地域）

この色の枠は、中南米地域

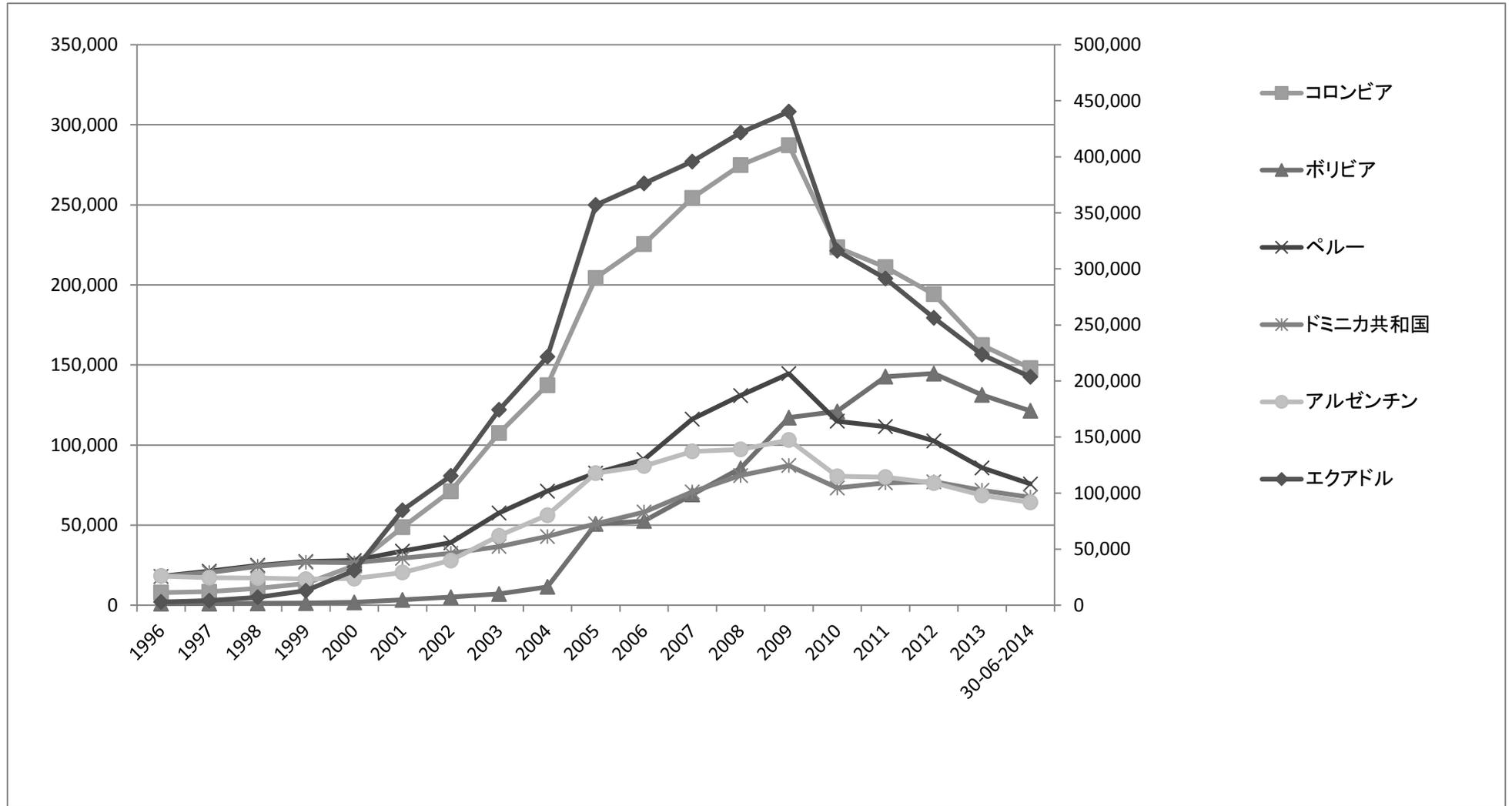
出典：INEより筆者作成。統計元は表1に同じ。

図表4 居住許可を所持する外国人居住者数 上位2位、上位3~12位（図表3を抜粋しグラフ化したもの。一部のみ）



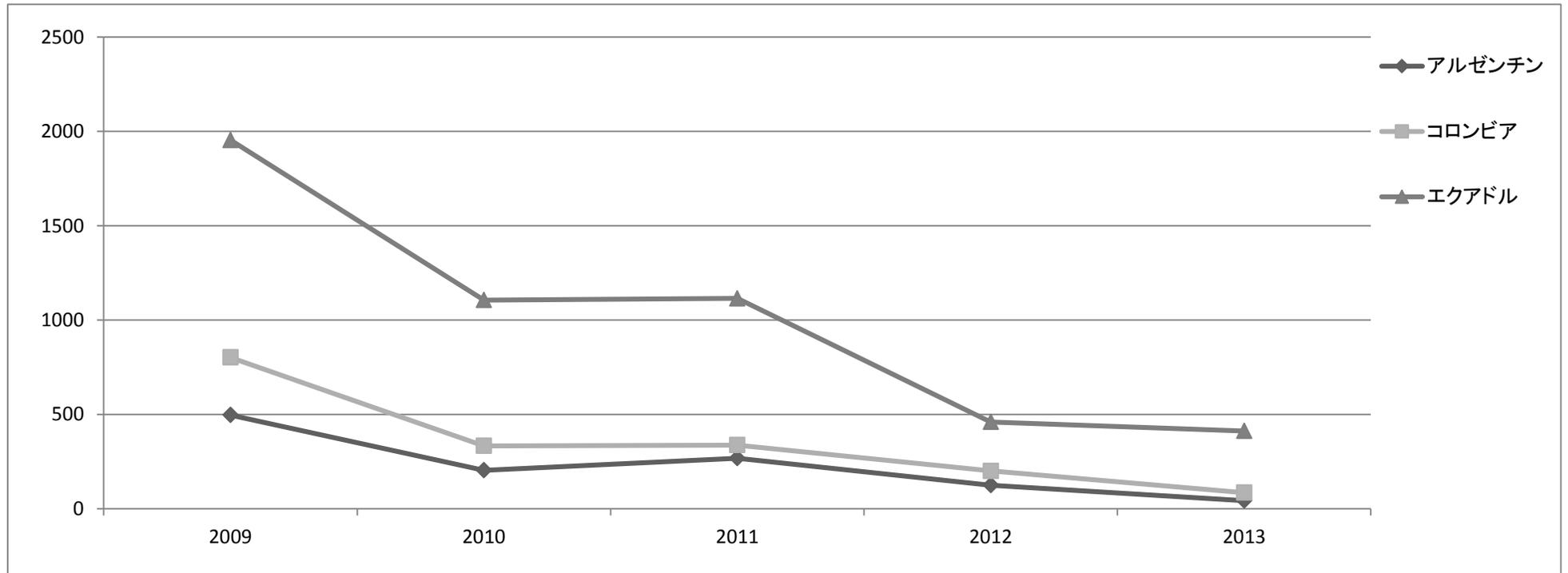
出典：INE より筆者作成。統計元は表1に同じ。

図表5 居住許可を所持する外国人居住者数 中南米上位6カ国（図表3から中南米上位6カ国を抜粋しグラフ化したもの）



出典：INE より筆者作成。統計元は表 1 に同じ。

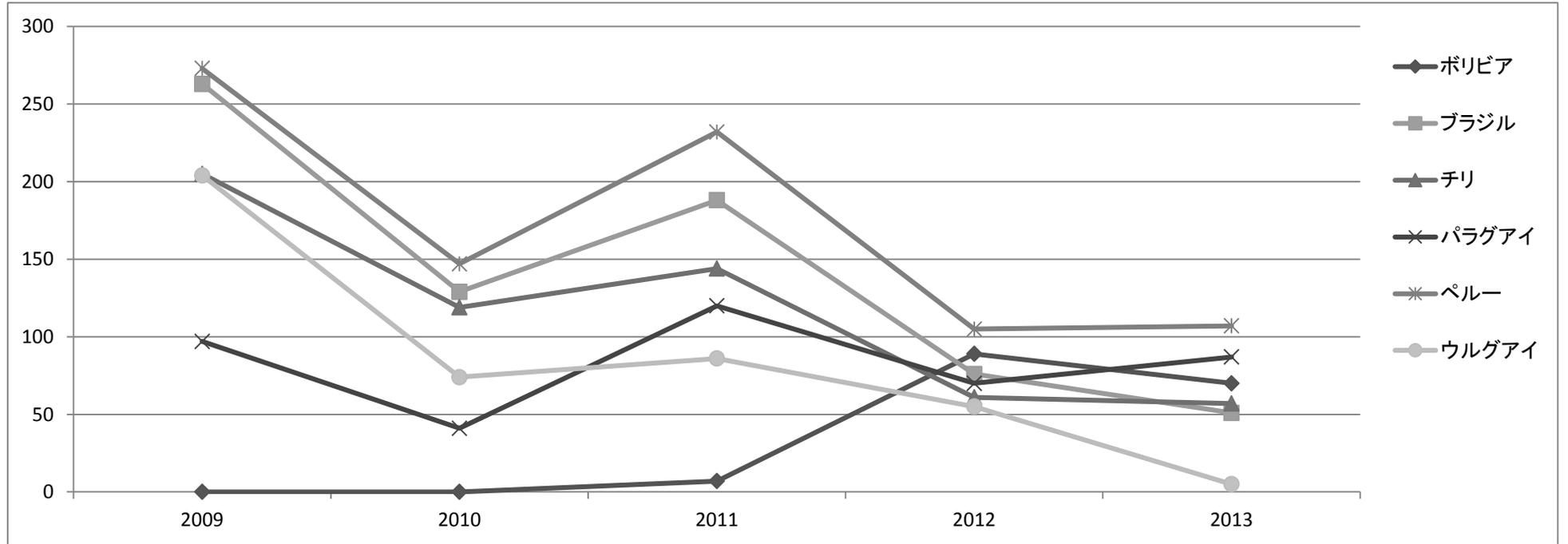
図表6 APREの利用（上位3カ国を抜粋し、グラフ化したもの）



	エクアドル	コロンビア	アルゼンチン	合計
2009	1954	802	497	3253
2010	1106	333	204	1643
2011	1115	337	268	1720
2012	460	200	125	785
2013	412	85	43	540
2009-2013計	5047	1757	1137	7941

出典：入・出移民全体事務局 http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/5._Retorno_voluntario_ayudas_al_APRE_2009-2013._Provinciasx_paises_y_anualidades.pdf より

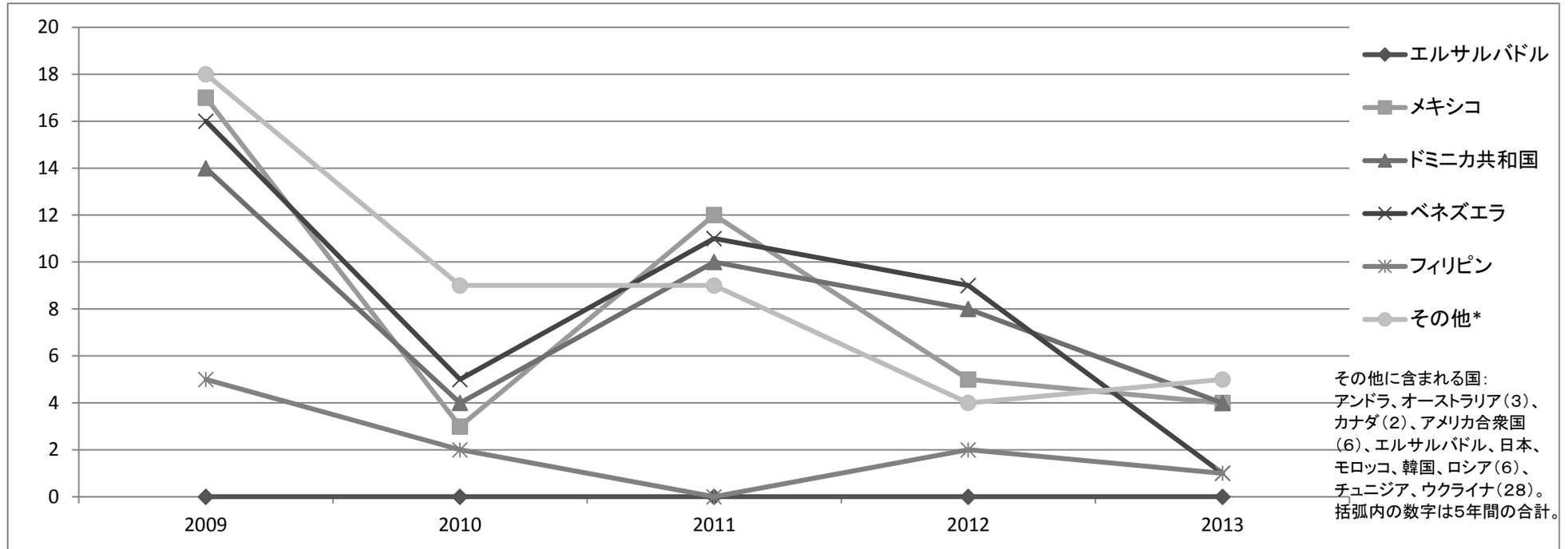
図表7 APREの利用（上位4位から9位の6カ国を抜粋し、グラフ化したもの）



	ペルー	ブラジル	チリ	ウルグアイ	パラグアイ	ボリビア	合計
2009	273	263	205	204	97	0	1042
2010	147	129	119	74	41	0	510
2011	232	188	144	86	120	7	777
2012	105	76	61	55	70	89	456
2013	107	51	57	5	87	70	377
2009-2013計	864	707	586	424	415	166	3162

出典：入・出移民全体事務局 http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/5._Retorno_voluntario_ayudas_al_APRE_2009-2013._Provinciasx_paises_y_anualidades.pdf より

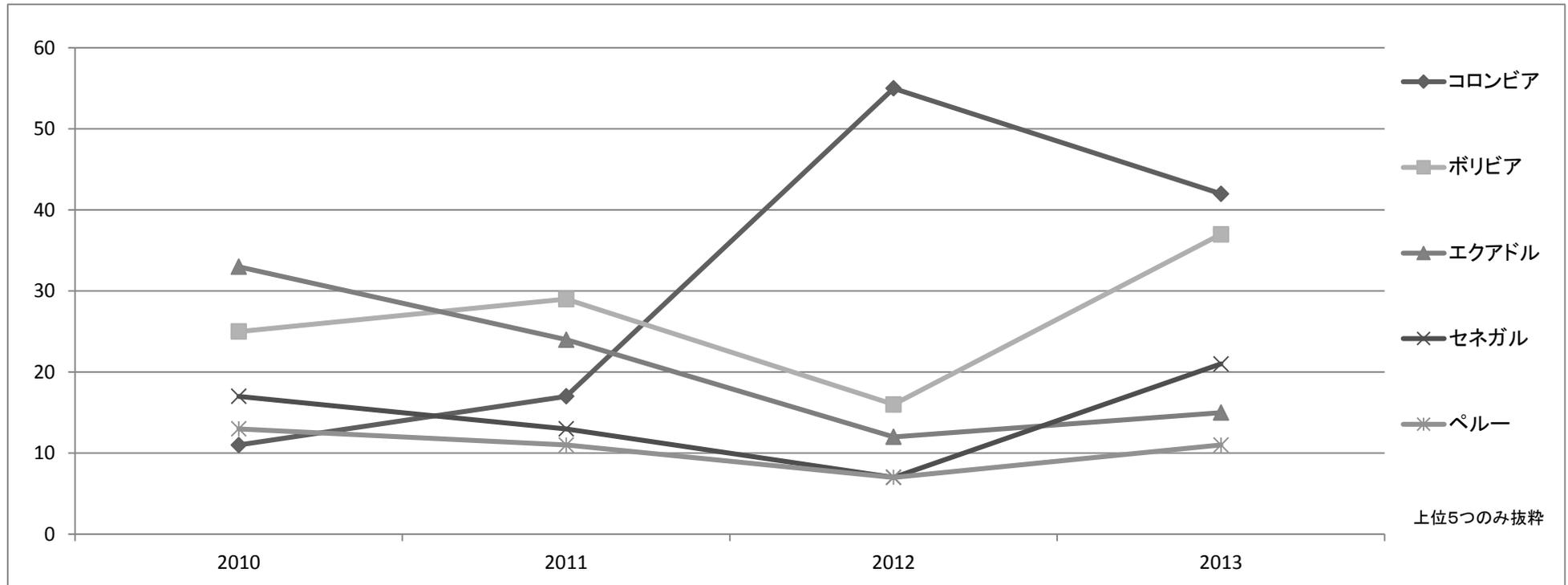
図表8 APREの利用（10位から最下位まですべて17カ国を抜粋しグラフ化したもの）



	ベネズエラ	メキシコ	ドミニカ共和国	フィリピン	エルサルバドル	その他*	合計
2009	16	17	14	5	0	18	70
2010	5	3	4	2	0	9	23
2011	11	12	10	0	0	9	42
2012	9	5	8	2	0	4	28
2013	1	4	4	1	0	5	15
2009-2013計	42	41	40	10	0	45	178

出典：入・出移民全体事務局 http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/5._Retorno_voluntario_ayudas_al_APRE_2009-2013._Provinciasx_paises_y_anualidades.pdf より

図表9 起業のための任意帰国プログラム



	コロンビア	ボリビア	エクアドル	セネガル	ペルー	パラグアイ	ニカラグア	ホンジュラス	アルゼンチン	グアテマラ	ドミニカ共和国	マリ	合計
2010	11	25	33	17	13	0	0	0	0	0	0	0	99
2011	17	29	24	13	11	7	0	0	0	0	0	1	102
2012	55	16	12	7	7	0	0	0	3	0	0	0	100
2013	42	37	15	21	11	6	8	7	0	2	2	0	151
2010-2013計	125	107	84	58	42	13	8	7	3	2	2	1	452

出典：入・出移民全体事務局 http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/4._Retorno_voluntario_productivo_2009-2013._Provinciasx_paises_y_anualidades.pdf より

図表 10 人道的援助のための任意帰国プログラム 南北アメリカ

(図表 10～13 で、合計 12,689 人)

	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	エクアドル	エルサルバドル	グアテマラ	ホンジュラス	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	ドミニカ共和国	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	アメリカ合衆国	合計
2009	616	1044	510	203	249	12	4	258	22	27	199	19	36	6	138	59	5	327	41	0	5	3780
2010	325	480	282	137	115	4	6	225	8	18	63	10	17	0	104	63	4	172	15	0	0	2048
2011	301	331	359	158	150	3	2	275	5	17	89	1	26	1	135	41	6	124	17	0	0	2041
2012	170	337	239	91	98	4	3	202	8	6	65	1	14	0	91	50	3	84	13	0	1	1480
2013	271	583	307	216	158	2	4	399	31	6	144	13	31	1	218	75	10	103	52	1	0	2625
合計	1683	2775	1697	805	770	25	19	1359	74	74	560	44	124	8	686	288	28	810	138	1	6	11974

注：* は旧スペイン領（図表 10～13 の注は同じ）

出典：入・出移民全体事務局 http://extranjeros.empleo.gob.es/es/Retorno_voluntario/datos/2._Retorno_voluntario_atencion_social_2009-2013._Anualidades_y_paises.pdf より（図表 10～13 の出典は同じ）

図表 11 人道的援助のための任意帰国プログラム 欧州圏内

	EU圏(2014年時点)											非EU圏							合計
	ブルガリア	クロアチア	スロベニア	エストニア	ギリシャ	ハンガリー	ラトビア	リトアニア	ポーランド	チェコ	ルーマニア	ベラルーシ	マケドニア	モルダヴィア	ロシア	トルコ	ウクライナ	ユーゴスラビア	
2009	6	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	1	2	24	0	24	0	113	
2010	6	2	0	0	0	0	1	0	0	62	2	0	4	16	0	13	0	106	
2011	1	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	5	0	5	0	18	
2012	1	1	0	0	0	0	0	0	1	19	1	0	0	6	0	3	0	32	
2013	0	1	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	2	13	0	10	0	32	
合計	14	4	0	0	0	1	1	2	1	146	3	1	8	64	0	55	0	301	

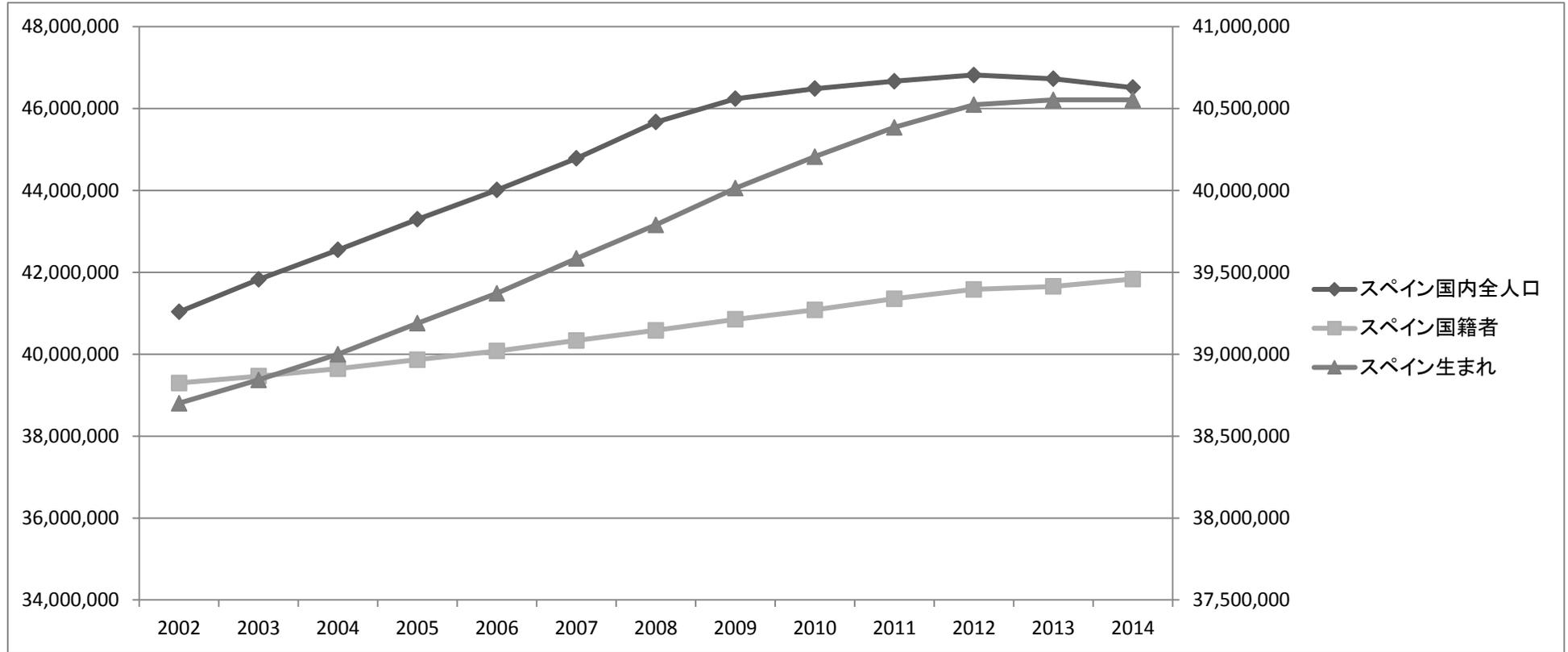
図表 12 人道的援助のための任意帰国プログラム アジア

	アゼルバイジャン	アフガニスタン	アルメニア	バングラデシュ	中国	フィリピン*	グルジア	インド	イラク	イラン	イスラエル	ヨルダン	カザフスタン	レバノン	モンゴル	ネパール	パキスタン	パレスチナ	シリア	スリランカ	タイ	ウズベキスタン	ベトナム	イエメン	合計
2009	1	0	10	0	5	0	2	3	6	0	0	1	0	0	0	0	1	4	6	0	1	0	1	0	41
2010	0	0	4	0	2	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	5	0	0	0	0	0	28
2011	1	0	8	1	1	2	4	0	0	0	6	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	28
2012	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13
2013	0	1	7	1	4	3	4	0	0	1	0	0	0	0	2	1	5	0	0	0	0	0	0	1	30
合計	2	1	31	3	12	5	13	7	6	1	11	2	1	0	2	1	10	16	11	2	1	0	1	1	140

図表 13 人道的援助のための任意帰国プログラム アフリカ

	アルジェリア	アンゴラ	ブルキナファソ	カーボベルデ	カメルーン	コンゴ民主共和国	コートジボワール	エジプト	エチオピア	ガンビア	ガーナ	ギニアビサウ	ギニア	赤道ギニア*	ケニア	リベリア	マリ	モロッコ	モーリタニア	ナミビア	ナイジェリア	コンゴ共和国	セネガル	南アフリカ	スーダン	南スーダン	タンザニア	トーゴ	チュニジア	合計
2009	12	11	1	0	1	0	1	0	0	3	4	2	1	15	0	0	11	5	0	1	12	0	7	0	0	0	0	1	0	88
2010	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8	0	1	5	0	0	3	0	1	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	31
2011	1	2	0	0	1	0	0	0	0	2	5	0	1	4	0	0	4	0	0	0	6	0	5	0	0	1	0	0	0	32
2012	3	1	1	0	0	1	1	0	0	3	7	1	1	6	1	0	1	0	1	0	7	0	6	0	0	0	0	2	0	43
2013	4	3	1	0	7	0	0	0	1	0	12	3	1	8	0	0	2	5	0	0	12	0	20	0	0	0	1	0	0	80
合計	21	18	3	0	10	1	2	0	1	8	36	6	5	38	1	0	21	10	2	1	39	0	46	0	0	1	1	3	0	274

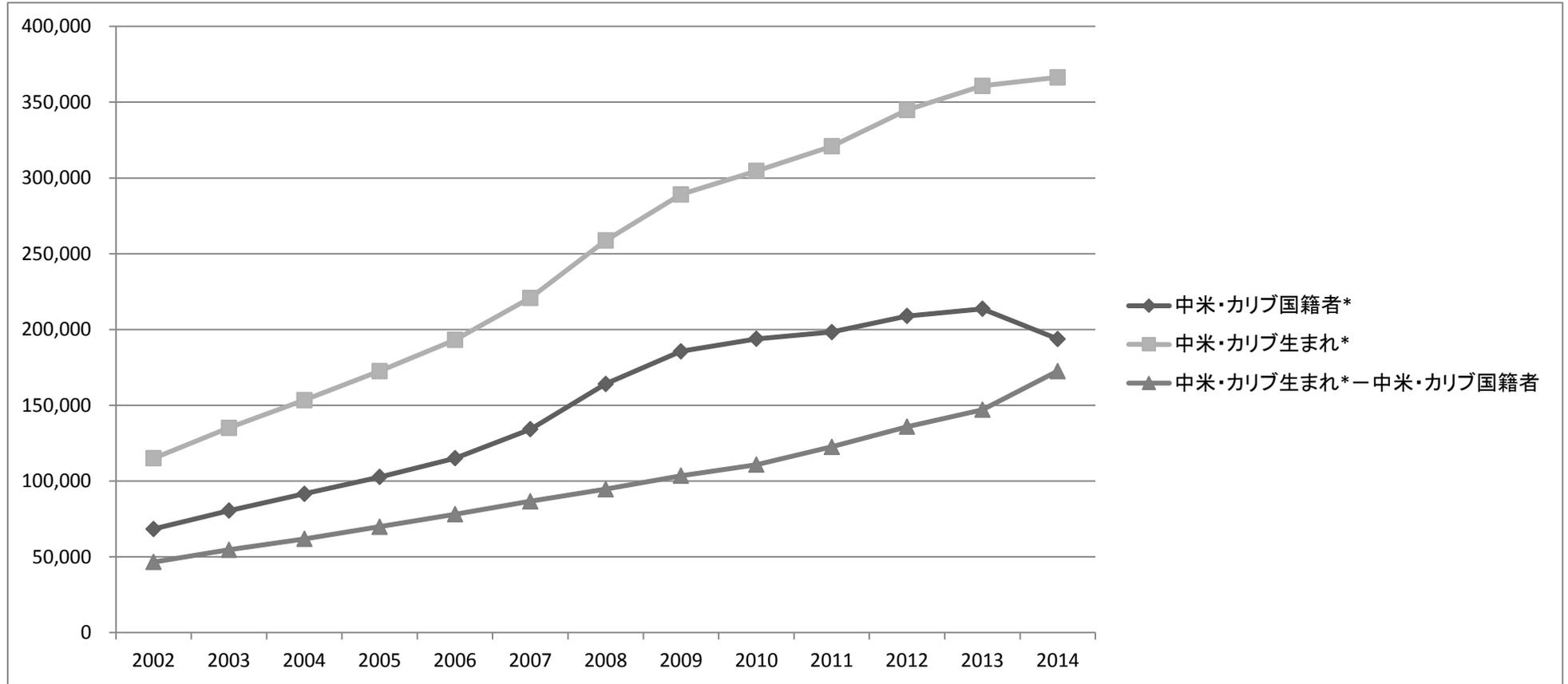
図表 14 スペイン国内居住登録者数、国籍・生まれ別（スペイン）



各年1月1日統計	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スペイン国内全人口	41,035,271	41,827,836	42,547,454	43,296,335	44,009,969	44,784,659	45,668,938	46,239,271	46,486,621	46,667,175	46,818,216	46,727,890	46,512,199
スペイン国籍者	39,297,299	39,465,808	39,646,666	39,866,131	40,079,053	40,335,225	40,582,643	40,852,612	41,084,042	41,354,734	41,582,186	41,655,210	41,835,140
スペイン生まれ	38,701,173	38,843,742	38,999,785	39,189,109	39,371,997	39,584,597	39,790,019	40,013,758	40,206,557	40,384,966	40,523,263	40,553,150	40,553,891
スペイン国籍者－スペイン生まれ	596,126	622,066	646,881	677,022	707,056	750,628	792,624	838,854	877,485	969,768	1,058,923	1,102,060	1,281,249

出典：INE より筆者作成。

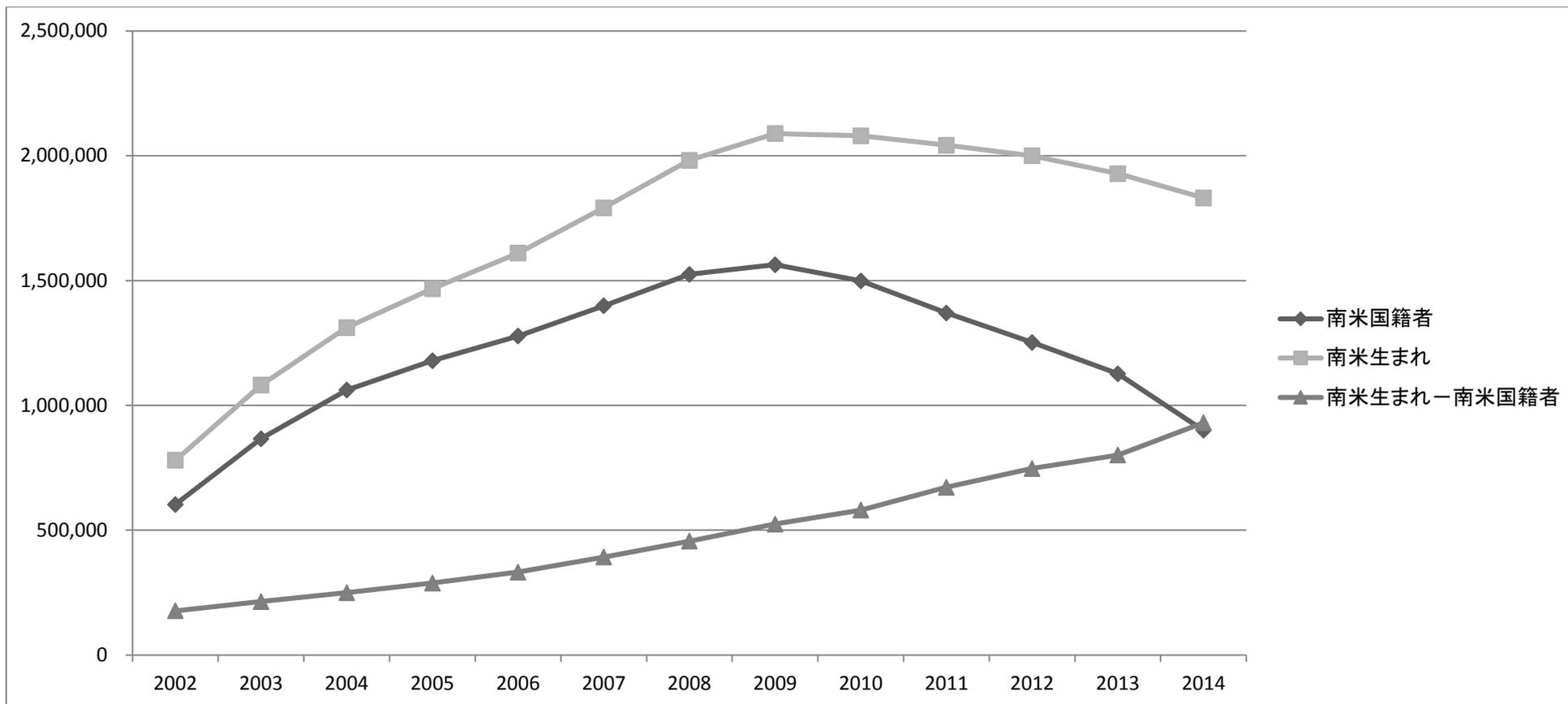
表 15 スペイン国内居住登録者数、国籍・生まれ別（中米・カリブ）（ただしこの統計にはメキシコを含まない）



各年1月1日統計	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
中米・カリブ国籍者*	68,392	80,491	91,561	102,675	115,063	134,166	164,081	185,609	193,822	198,310	208,956	213,653	193,784
中米・カリブ生まれ*	115,042	135,126	153,419	172,595	193,184	220,878	258,754	289,116	304,655	320,919	344,881	360,750	366,338
中米・カリブ生まれ* - 中米・カリブ国籍者	46,650	54,635	61,858	69,920	78,121	86,712	94,673	103,507	110,833	122,609	135,925	147,097	172,554

出典：INE より筆者作成。

表 16 スペイン国内居住登録者数、国籍・生まれ別（南米）



各年1月1日統計	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
南米国籍者	603,294	866,524	1,061,569	1,178,933	1,277,451	1,399,088	1,525,069	1,563,305	1,498,952	1,370,141	1,252,135	1,126,643	900,226
南米生まれ	780,432	1,081,197	1,311,400	1,467,373	1,609,835	1,791,520	1,981,303	2,088,317	2,079,521	2,042,094	1,999,627	1,928,061	1,830,843
南米生まれ-南米国籍者	177,138	214,673	249,831	288,440	332,384	392,432	456,234	525,012	580,569	671,953	747,492	801,418	930,617

出典：INE より筆者作成。